

## 能美都市計画道路の変更（石川県決定）

都市計画道路中 3・5・19 号高堂泉台線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・19	高堂泉台線	能美市寺井町ソ	能美市泉台町東	能美市末信町 石子町 湯谷町	約 4,050m	地表式	2車線	12m	幹線道路との平面交差 7箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

### 理由

3・5・19 号高堂泉台線は、昭和 40 年に計画決定され、能美東西連絡道路の一部区間を担う幹線道路として位置づけられている。

能美東西連絡道路は、平成 17 年に旧 3 町が合併して誕生した能美市の南部を東西に横断する全長 8 k m の計画道路であり、地域相互の連携強化や沿道地域の活性化、防災時の避難経路の確保など、多面的な機能を有する幹線道路である。

今回、計画路線のうち、湯谷町交差点～3・5・22 湯野 1 号線との交差点までの 310m 区間においては、沿道の宅地開発が進み、商業施設等の荷さばき需要が見込まれないことから停車帯を廃止する。また、宅地開発により接続する区画道路が近接し、連続する交差部における見通しを確保するため植樹帯を廃止し、道路幅員を 16m から 12m に変更する。

また、延長については、前後の擦り付け区間 120m を含めた 430m 区間の変更を行うものである。